LSPCサポート利用規約

平成１６年３月４日

（本規約の適用）

本規約は、ラン・ステーション株式会社（以下「当社」とします。）が提供する「訪問設定サポート」（以下「本サービス」といいます。）について定めるものとします。

当社は、本規約に基づき本サービスを提供するものとします。

第１条　（本規約の変更）

当社は、本規約を契約者の承諾を得ることなく変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の規約によるものとします。

第２条　（会員）

LSPCサポートの会員となるには、所定の用紙に必要事項を記入して申し込みいただく必要があります。

２　LSPCサポートの会員となるには、所定の手続きにより入会金及び年会費の納入が必要です（各種減免措置をご利用いただけます）。

３　LSPCサポート会員の資格は、所定の手続きが完了したときから生じます。

４　会員には入会時に会員証を発行します。

５　会員の資格は、全て会員証によって証明されますから、サポートを受ける前に、作業員に必ず提示してください。

６　会員資格を継続更新しようとするときは、弊社発行の請求書により年会費を納入する必要があります（各種減免措置をご利用いただけます）。

７　LSPCサポート会員には以下の特典が付与されます。

①サポート受付順位が、非会員に優先します。
②サポート出張費が免除されます。
③作業費が減額されます。
④夜間作業費割増が免除されます。
⑤地域情報等が配信されます。

８　退会を希望される場合、当社所定の手続きにより必要事項をご連絡ください。なお、ご納入いただいた年会費は返却されません。

第３条　（本サービスの利用申込）

本サービスの提供を受けることを希望するものは、電話により当社に申し込むものとします。

２　本サービスを申し込んだ者は、本規約の内容を承諾しているものとみなします。

第４条　（利用申込の承諾）

当社は本サービスお申込があった場合には、原則受付けた順序に従って承諾します。ただし、会員は非会員に優先するものとします。

２　当社は、前項の規定に関わらず、本サービスの利用を申し込んだ者が次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、その利用申込を承諾しないことがあります。

①本サービスの利用を申し込んだ者が実在しないとき又はその恐れがあるとき。
②申込時に虚偽の事項を申告したとき。
③申込にかかる内容が、提供するサービスの範囲外であるとき。
④当社の業務運営上その申込を承諾することが著しく困難なとき。
⑤その他、本サービスの利用を申し込んだ者が本サービスを利用することについて不適当であるとき。

３　利用申込の承諾後であっても、本サービスの利用を申し込んだ者が前項のいずれかに該当することが判明した場合、当社はその承諾を取り消すことがあります。

第５条　（提供するサービス）

当社は、本サービスにおいて、ソフトウェアのインストール及びハードウェアのセットアップ等を取扱説明書等の定める手順に従って契約者に代わって代行します（以下、「本設定」といいます。）。

２　本設定の詳細内容については、当社が別に定めるものとします。

第６条　（本設定の提供）

本設定は、当社が別途指定する派遣業者（以下「設定業者」といいます。）が行うものとします。

２　設定業者は、契約者の依頼に基づき、本設定以外の設定・工事等を行うことがあります。この場合、契約者は、当社が定める料金の他、設定業者との契約に基づき当該設定・工事等に関する費用を負担するものとします。

３　当社は、必要に応じて、本設定を行う日時を変更することができるものとします。この場合、当社は契約者に対し、速やかにその旨を連絡するものとします。

４　当社は、天災事変等やむをえない事由があるときは、本設定を行う日時を変更、中止ができるものとします。この場合、当社は契約者に対し、速やかにその旨を連絡するものとします。

５　設定業者による本設定にかかる作業終了後、契約者は、当社所定の完了報告書に押印又は署名するものとします。

第７条　（設定料）

本設定等の設定料金及び算定方法は、当社が別途定める通りとし、契約者は、設定料について、作業終了後直ちに現金にて、当社に支払うものとします。

第８条　（本設定等の事前準備等）

契約者は、当社が指定する本設定を行うために必要な物品等（以下「物品等」といいます。）を、本設定が行われる前にあらかじめ準備するものとします。なお、当該物品等にかかる費用は、契約者の負担とします。

２　設定業者は、前項の物品等を契約者に販売することがあります。

３　契約者が物品等を準備していないこと等により当社が本設定を提供できない場合であっても、契約者は、別途当社が定める費用を負担するものとします。

第９条　（責任の範囲）

契約者は、契約者のパソコン等に保存されているデータ等のバックアップをあらかじめ作成するものとします。

２　当社が本設定を提供するにあたり、当社の責に帰すべき事由により契約者に損害を与えた場合（契約者のパソコン・土地建物その他工作物に損害を与えた場合等を含みますがこれに限りません）、当社は契約者に対し、これにより生じた通常の直接損害を賠償するものとします。ただし、その賠償額は設定料を上限とします。

３　当社の故意又は重大な過失により生じた損害である場合は、前項の規定は適用しません。

第１０条　（無保証）

当社のサービスは、当社がその時点で提供可能なものとします。当社は提供する情報、会員が利用するソフトウェア及びハードウェア等について、その完全性、正確性、適用性、有用性等いかなる保証をも行いません。　また、契約者が期待する時間内に本サービスにかかる作業が終了することも保証いたしません。

第１１条　（権利義務の譲渡等）

契約者は、あらかじめ当社の書面による承諾を得ない限り、本契約上の権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならないものとします。

第１２条　（個人情報の取扱）

当社は、本サービスの提供に関連して知りえた契約者に関する情報を、以下の各号に該当する場合には、一切の責任を負うことなく、第三者に開示又は提供できるものとします。

①法令又は権限ある官公庁により開示又は提供を要求された場合
②開示又は提供につき、契約者の同意を得た場合
③契約者に対し、本規約に基づく義務の履行を請求する場合
④本サービスの提供に関し、紛争又は損害賠償請求が発生した場合
⑤設定業者に対し、本サービスの提供のために必要な業務を委託する目的で個人情報を提供する場合
⑥その他、本サービスの運営に必要な場合

第１３条　（本サービスの終了）

本サービスは、当社の事情により予告なく終了する場合があります。この場合、ご納入いただいた年会費は返却されません。

第１４条　（準拠法）

本規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

第１５条　（紛争の解決）

本規約の条項又は本規約に定めのない事項について紛議等が生じた場合、契約者及び当社の双方誠意を持って協議し、できる限り円満に解決するものとします。

２　本規約に関する紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

附則（電話相談）

第１条　（電話相談の概要）

ＬＳＰＣサポートは訪問設定のサービスです。電話相談の取扱は以下に限らせていただきます。ハードウェア・ソフトウェアに関する質問には一切の責任を負いません。

・過去にＬＳＰＣサポートにおいてサービスした内容について